

○ 官庁建物等災害復旧費実地調査要領

昭和47年6月6日蔵計第1905号
〔最終改正〕平成10年蔵計第2815号

（調査の目的）

- 第1 この調査は、官庁建物等の災害復旧のため各省より提出された予備費使用等概算要求書の内容について財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が実地調査を行い適正な復旧費を算出し、予備費使用額等算定の資料とすることを目的とする。

（調査の方法）

- 第2 財務局の単独調査（各省より特に要請のある場合には、各省との合同調査）とし、実地調査を行うことを原則とするが、申請額が200万円未満の箇所又は地理的条件その他やむを得ない事情により実地調査が困難である箇所については、机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

（調査の対象）

- 第3 調査の対象は、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象及び火災により被害を受けた国の管理に係る（国の所有に係る施設等を国以外の者に貸付けている場合及び国以外の者の所有に係る施設等を国が借受けている場合を含む。）次に掲げる施設等で1箇所の災害復旧申請額が60万円以上のものとする。

1 建物

庁舎、宿舍及びその附属建物等

2 工作物

囲障、門、給排水施設、電信、電話及び電気施設等であって3土地又は4設備に該当しないと認められるもの

3 土地

建物敷地、実習地、構内道路、屋外運動場等の土地及び崖地の土留擁壁、石垣、道路側溝、法面芝、造園工作物（樹木を除く。）等の土地造成施設

4 設備

業務遂行上欠くべからざる設備で、且つ緊急に復旧する必要がある別表第1に表示する器械器具等

5 その他

船舶、浮標、浮さん橋、浮ドック及び航空機並びにこれらに類する施設
ただし、前記施設等で契約に基づいて国の負担において災害復旧を行う必要のないものについては、調査の対象としない。

前項の「異常な天然現象」についての調査及び災害復旧事業採択の範囲については、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和40年蔵計1967号）第2及び第3の第1項に準じて取扱う。

（1 箇所）の定義）

第4 各省設置法等（裁判所にあつては、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律等）に定める附属機関地方支分部局等（その所掌事務を分掌している出張所等を含む。）（以下「官署等」という。）ごとに要領第3第1項に掲げる施設等に区分し、その区分ごとに、同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものを1箇所として取り扱うものとする。

ただし、演習林等の実習地については、150メートルをこえる位置に所在する箇所は別箇所とする。

なお、同一敷地内に2つ以上の官署があつて施設の全部又は一部を共同で使用している場合は、管理の実態によりそれぞれの官署等に区分する。

（建物の被害区分）

第5 建物復旧費算定の基礎となる被害区分は次のとおりとする。

1 全壊

建物の垂直支持材が折損し、屋根が地上に落下した程度以上で、使用不能の状態又は焼失、滅失した状態で、新築して復旧する必要のある状態にあるもの

2 半壊

建物の主要構造部（柱、梁桁、小屋組、基礎、土台等をいう。以下同じ。）が被災し、補強不可能のもので解体して復旧しなければならない状態にあるもの

3 大破

建物の主要構造部が被災し、補強して復旧することが可能な状態にあるもの

4 大破にいたらないもの

建物の主要構造部の一部又はそれ以外の部分が被災し、補修又は補強して復旧することが可能な状態にあるもの

（復旧費算出の原則）

第6 復旧費は、被災施設を原形に復旧するものとして算出することを原則とする

が、(イ) 原形に復旧することが不可能な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするものとして算出し、(ロ) 原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適當である場合においては当該施設に代るべき必要な施設をするものとして算出する。

(原形復旧)

1 原形に復旧するとは、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。

(原形復旧不可能)

2 原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするとは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(1) 原形の判定が可能な場合

(イ) 原施設が被災し地形地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において法長若しくは延長を増加し根継をし、陥没した沈下量をかさ上げし、基礎工法を変更する等形状もしくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴い材質を改良して施行する工事もしくは、排水工、山留工等を設けて施行する工事

(ロ) その他前号に掲げるものに類する工事

(2) 原形の判定が不可能な場合

原施設が流失又は埋没したため、原形の判定が不可能な場合において被災地及びその附近の残存施設等を勘案し、被災後の状況に即応した工法により施行する工事

(原形復旧困難)

3 原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設に代るべき必要な施設をするとは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(1) 原施設が被災し、地形地盤の変動のため、又はその被災施設の除却が困難なためその被災施設を原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため位置又は法線を変更して施行する工事又はこれに伴い形状若しくは寸法を変更し、もしくは材質を改良して施行する工事もしくは排水工、山留工等を設けて施行する工事

(2) その他前号に掲げるものに類する工事

(原形復旧不適當)

4 原形に復旧することが著しく不適當な場合において当該施設に代るべき必要な施設をするとは次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(1) 建物の新(改)築を必要とする場合

(イ) 防火地域、準防火地域にある庁舎、宿舍及びその附属建物を新(改)築しなければならない場合で建築基準法の規定により耐火構造として施行する工事

(ロ) 地形地盤の変動により庁舎、宿舍及びその附属建物を旧位置に復旧することが著しく不適當な場合において必要最小限度の位置の変更又は平面計画等の改訂をして施行する工事

(ハ) 庁舎の被災前の保有面積が当該官署の定員に比し著しく過大又は過小の場合において「予算標準面積」により算出した面積により施行する工事

(ニ) 庁舎及び宿舍等の被災前の構造が著しく不經濟である場合において經濟

的な構造により施行する工事

(ホ) 復旧戸数、被災地域の特殊性に基づく構造改良の必要性、土地の需給関係、宿舍の需給事情等から被災施設を原形復旧するよりも、立体化して土地使用の効率化を図るための必要最小限度の工事

(ヘ) その他前各号に掲げるものに類する工事

(2) 建物の補修、工作物の復旧の場合

(イ) 主要構造部が折損し又は傾斜しその被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において添柱、方杖、バットレス、水平筋違、筋違等を補強して施行する工事

(ロ) 建築基準法その他建物保安上の諸法令の規定により被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において施行する必要最小限度の工事

(ハ) 被災施設が立地条件の悪化等により浸水被災し、原形に復旧することが著しく不適当な場合において木造床をコンクリート床とする等耐水工法で施行する必要最小限度の工事

(ニ) その他前各号に掲げるものに類する工事

(3) 土地の場合

(イ) 土地又は土地造成施設が被災し、地形地盤の変動等のためその被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため位置もしくは法線を変更し、形状もしくは寸法を変更し又は材質を改良して施行する必要最小限度の工事及び排水工、山留工等を設けて施行する工事

(ロ) 被災施設が地すべり崩壊等により著しく埋そく又は埋没したためその被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため土砂止等を設けて施行する工事

(ハ) その他前各号に掲げるものに類する工事

(4) その他

上記のうち(1)の(ホ)に該当する場合には財務局は参考意見を添付して報告すること。

(経費の種目)

第7 経費の種目は本工事費、附帯工事費及び応急仮工事費とする。

1 本工事費

事業の主体をなす施設の工事(工事に必要な仮設工事を含む。)の施行に直接必要な労務費、材料費(材料の運搬費及び保管料を含む。)、用地費、補償費、土地の借料、機械器具損料及び営繕損料のほか諸経費(別表第2 諸経費率)を含むものとする。

2 附帯工事費

本工事に附帯して設ける工事(工事に必要な仮設工事を含む。)に要する経費(諸経費を含む。)とする。

3 応急仮工事費

復旧工事完了までに長期間を要する見込みの場合で、業務に支障をきたさ

ないため等の理由により緊急に施行しなければならない応急仮工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

（単価、歩掛り）

第8 調査額算出に用いる単価及び歩掛りは次による。

1 建物の新（改）築

毎年度指示する単価による。

2 補修等

（1）建物

歩掛りは「公立学校施設災害復旧費歩掛表、単価表」に定められている歩掛り、単価は公共土木施設災害復旧事業費の当年災算定に使用する単価による。

ただし、これにより難しい場合は現地適正単価による。

（2）土地

歩掛り、単価とも公共土木施設災害復旧事業費の当年災算定に使用する歩掛り、単価による。

ただし、校庭、コート類については「公立学校施設災害復旧費歩掛表、単価表」の歩掛りによる。

（3）工作物

歩掛り、単価とも公共土木施設災害復旧事業費の当年災算定に使用する歩掛り、単価による。

ただし、これにより難しい場合は現地適正単価による。

（4）設備、その他

現地適正単価による。

（適用除外）

第9 次の各号に掲げるものは適用除外とする。

1 官署等の1箇所の調査決定額が60万円未満のもの

2 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの

3 著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの

4 被災の属する年度内に緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの

（1）被災施設等と同種の施設に余裕のあるもの

（2）当該年度に整備計画のあるもの

（3）建物の補修の必要性はあるが緊急性の乏しいもの

5 工作物及び土地で当該施設を復旧しなくても他の施設等に被害を及ぼす恐

れないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの
6 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認ので
きないもの

(その他)

第10 雑則

調査に当り本要領に規定のない事項は、公共土木施設災害復旧事業の取扱い
に準じて処理する。

(報告)

第11 本省より調査の指示を受けた場合は、直ちに調査を行い別添様式による報
告書を作成し調査後1週間以内に主計局長あて報告すること。

(別表第1)

設 備	
区 分	品 目
電気機器	発電用蒸気汽罐、発電用蒸気タービン、発電用水車、発電用ディーゼル機械、変圧器、リアクトル、誘導変圧調整器、整流器、避雷器、配電盤、蓄電器、開閉器、遮断器、制御装置、発電機（船用を除く。）、電動機（船用を除く。）、回転変流機、変換機、電磁機、電気炉、電気溶接機、電纜電解装置、電気ボイラー、電動工具その他の電気機器
通信機器	電信機械、電話機器、交換機器、搬送中継機器、無線機器、放送用機器、音響機器その他の通信機器
工作機器	旋盤、ホール盤、中ぐり盤、フライス盤、研磨盤、歯切盤、平削盤、形削盤、縦削盤、鋸盤、ブローチ盤、切削工具その他の工作機器
木工機器	製材機械、木工機械、ベニヤ機械その他の木工機器
土木機器	掘さく機械、基礎工事機械、土木用運搬機械、土木用起重機及び巻上機、ボーリング機械、整地機械、碎石機械、選別機械、コンクリート機械、舗装機械、土木用空気圧縮機及びポンプその他

	の土木用機器
試験及び測定機器	金属材料試験機、非金属材料試験機、耐振動試験機、動鉤合試験機、動力試験機、工業用長さ計、精密測定機、光学検査機、測量機器、電気計器、電気測定器その他の試験機器及び測定機器
荷役運搬機器	起重機（土木用を除く。）、巻上機（土木用を除く。）、コンベアー（土木用を除く。）、エレベーター（土木用を除く。）、索道（土木用を除く。）、ジャッキ（土木用を除く。）、フォークリフトトラック及びショベルトラック（土木用を除く。）、遷車台、転車台その他の荷役運搬機器
産業機器	蒸気罐及び同部分品（船用及び発電用を除く。）、タービン（発電用を除く。）、蒸気機関及び内燃機関（船用及び発電用を除く。）、軸受、伝導装置（船用を除く。）、汎用ポンプ（船用及び土木用を除く。）、圧縮機及び送風機（船用及び土木用を除く。）、鍛圧機 槌、ロール、熔接機械（電気熔接機を除く。）、製鉄機械、熔鋸処理機、化学機械、破碎機及び磨砕機並びに選別機（土木用を除く。）、冷凍及び空気調節装置（船用を除く。）、印刷機械、製版用機械、製本機械、ミシン（家庭用を除く。）、製靴機械、紡績紡織機械、化学プラント、農業用機器、工業窯炉、燃焼装置並びに特殊計重機その他の産業機器
船舶用機器	船舶罐及び同部分品、船用蒸気機関、船用内燃機関、推進用主電動機、推進用発電機、船用ポンプ、船用冷凍機、船用揚貨機、船舶罐用強圧通風装置、復水装置、船用伝導装置、揚錨機その他の船舶用機器
車両及び軌条	軽便機関車、自動車（土木用運搬機器に属するもの、荷役運搬機器に属するフォークリフトトラック、ショベルトラック等及び農業用トラクターを除く。）、貨車その他の車両及び軌条（土木機器に属するものを除く。）
医療機器	医科器械及び装置、医科器具その他の医療用装置及び器具
特殊用途機器	銃器及び銃器弾丸用機械、鑑試用機器その他の特殊用途の機器

雑機器	他の品目に属さない機械及び器具
-----	-----------------

(別表第2)

諸 経 費 率

区 分	率
建物新(改)築復旧	0%
建物補修復旧	15%
土地復旧	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱に規定する一般管理費及び現場管理費の率
工作物復旧	15%
設備復旧	0%

様式1 官庁建物等災害復旧費調査総括表 (省略)

様式2 官庁建物等災害復旧費官署別調書 (省略)

○ 公共土木施設災害復旧事業査定方針（抄）

昭和32年7月15日建河発第351号
〔最終改正〕平成15年国河防発第142号

（災害原因の調査）

第2 災害原因の調査については、被災施設の原形及び被災状況を調査するとともに、特に次の各号に掲げる事項に留意して行うものとする。

- （1）降雨については、最大24時間雨量、連続雨量並びにこれらの時間的変化及び地域的分布状況
- （2）洪水については、洪水位、洪水流量、洪水継続時間、流送土砂量等
- （3）融雪については、前各号に掲げるもののほか、積雪量、気温の変化、流氷、なだれ等
- （4）暴風については、風向、風速、気圧等及びこれらの時間的關係
- （5）高潮又は波浪については、前号に掲げるもののほか、潮位、潮位偏差、波高等及びこれらの時間的關係
- （6）地すべりについては、降雨量等、地すべりの地域及びその地質並びにすべり面の位置及び地盤の移動の状況
- （7）地震については、震度、震源地等

（採択の範囲等）

第3 災害復旧事業の採択に際し、降雨、洪水、暴風、高潮、波浪、津波又は地すべりによる災害で次の各号の一に該当しないものは、原則として採択しないものとする。

- （1）河川にあっては警戒水位（警戒水位の定めがない場合は河岸高（低水位から天端までの高さをいう。）の5割程度の水位）以上の出水により発生した災害。ただし、河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適当な場合における当該警戒水位未満の出水により発生した災害又は比較的長期間にわたる融雪出水等により発生した災害を含む。
- （2）河川以外の公共土木施設にあっては最大24時間雨量80ミリメートル以上の降雨により発生した災害。ただし、最大24時間雨量80ミリメートル未満の降雨により発生した災害であっても、時間雨量等が特に大である場合を含む。
- （3）最大風速15メートル以上の風により発生した災害
- （4）暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪（うねりを含む。）又は津波により発生した災害で被災の程度が比較的軽微と認められないものの
- （5）地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害にあっては、地すべり

が発生した区域のうち、被災前の地すべり防止施設により一定のブロックが概成している場合における災害

（注）地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の災害復旧事業の取扱いに関する
申合事項（昭和59年9月14日）

- 1 「地すべりにより」とは、その災害原因が異常な天然現象のうち地すべりのみによる場合をいい、「一定のブロックが概成している」とは、地すべり防止工事基本計画に基づいて実施される一つの運動ブロックを対象とした地すべり防止工事が完了し、地すべりの停止が地下水位の観測等により確認された場合をいう。

※最大風速は10分間平均風速をいい、瞬間風速ではない。

○ 厚生省所管補助金等にかかる寄付金その他の収入の取扱いについて

昭和35年4月25日会発第1312号

厚生省所管の補助金等の交付に当り控除すべき寄附金その他の収入の取扱いについては、その範囲等につき、それぞれの法令の定めるところによるほか、当該補助事業の性質を勘案して個々にその取扱いを定めてきたところであるが、補助金等相互の間に衡平を欠くきらいもあることに鑑み、今般これが取扱い方を次のとおり定め、昭和35年度以降の予算にかかる補助金等から実施することとしたから通知する。

なお、この取扱いは、法律補助、予算補助の如何に拘わらず適用されるものであるから念のため申し添える。

記

1 寄付金その他の収入の範囲について

(1) 寄付金

寄付金がその用途を、補助事業等（間接補助事業等を含む。以下同じ。）に指定する寄付金をいい、用途を指定しない一般寄付金及び総事業のうち、補助対象外の事業に対する寄付金は、ここにいう寄付金とみなさないものであること。

ただし、補助事業者又は間接補助事業者が社会福祉法人等営利を目的としない法人である場合は、その特殊性を考慮し、法令に別段の定めのない限り、これら法人に対する寄付金は、補助事業等に指定するものであってもここにいう寄付金とみなさないものであること。

(2) その他の収入

ここにいう収入とは、原則として、現金収入のみに限定せず、評価額、徴収法定額等をも含めることとし、収入の種類及び範囲は次のとおりとする。

① 残存物件の処分による収入

補助事業等を遂行するため購入した物件のうち、換価価値のある不必要な残存物件を処分することによる収入をいうこと。

② 既存建物等の処分による収入

過去において補助金等の交付を受けて建設し又は改造、改築等により効用の増加した既存建物等（土地を除く。以下同じ。）を処分することによる収入をいうこと。

ただし、補助事業等の目的が既存建物等によつて実施されている事業を継

承する同種、同目的の場合に限るものとする。

③ 火災保険収入

過去において補助金等の交付を受けて建設し又は改造改築等により効用の増加した既存建物等の全部又は一部が被災したことによる火災保険金の収入から交付基準の種目算定基準による算定額から算出される自己負担相当を控除した額をいうこと。

ただし、補助事業等の目的が既存建物等によって実施されている事業を継承する同種、同目的の場合に限るものとする。

④ 契約違反による違約徴収金の収入

⑤ 法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。）に基づく徴収金、返還金等の収入

2 寄付金その他の収入の控除の方法について

補助金の交付額の算定に当り、寄付金その他の収入のあるときは、交付基準の種目、算定基準により算定した額（以下「算定額」という。）から当該収入額を控除するものとする。ただし総事業費が算定額を超えるとき又はこれに満たないときは、総事業費から控除するものとする。なお 具体的な取扱いについては、別途定められる交付基準によるものであること。

災害復旧費実地調査に係る留意事項

1 災害復旧費の特徴

(1) 原形復旧の原則

災害復旧費は通常の補助制度と異なり、災害で被災したものとして因果関係が真に認められる箇所を補助対象として査定し、必要最低限度の補修代として交付されるものである。

そのため、原則的に形状、寸法及び材質の等しい「原形復旧」が基本であり、被災経験を踏まえ、耐震等の強化対策を講じることは、災害査定上は認められるものではない。

ただし、原形復旧として認められた額に対して、自己負担を加えて耐震等の強化対策を講じた復旧を妨げるものではない。

災害復旧は原形復旧が原則である為、実地調査の際には復旧の方法についても、それが妥当なものであるかが査定される。

具体的には、復旧工事の範囲が被災箇所以上の範囲となっていないか、復旧工事に用いる材料は被災当時と同等（あるいはそれ以下）の材料が用いられているかが査定される。

(2) 上記により、調査額が80万円（保育所、感染症指定医療機関及、市町村が設置する火葬場及びと畜場については40万円）未満の施設は補助対象にならない。

(3) 調査前着工を行ったもののうち、写真等の資料により被災の事実を確認できないものは、補助対象にならない。

(4) 工事費（対象経費）について

原形復旧が原則であるため工法、形状、寸法及び材質が被災前のものと同等（あるいはそれ以下）であるか、被災以前のもの以上であっても、より経済的であること。

復旧費は、三者以上の合見積の中の一番低い単価により認められる場合が多い。

早急な復旧の必要性等やむを得ない事情により合見積をとれない場合、建物物価単価により認められる場合もある。

以上の手続きがとられずに、一者による価格の場合、掛率を乗じて査定額とする場合がある。

2 協議書の作成（被災状況の記録）について

・被災状況の確認

被災状況の確認は、実地にて行う調査によることになるが、

被災後は速やかに施設運営の再開を図るため、所管局及び地方厚生局と連絡を密にし、必要に応じ応急仮工事を施すとともに、災害復旧工事の早期着工に努めること。

なお、提出に当たっては、当該都道府県（指定都市又は中核市）担当部局の指導のもと写真等により被災状況を的確に記録し、実地調査等に支障を生じないように留意すること。

（災害復旧費事務取扱要領 3 災害復旧事業の早期着工）

調査は原則として実地にて行うものとするが、申請額が二百万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地福祉事務所等において机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

（実地調査要領 第2調査の方法 （2））

以上の通り、調査前に着工したものや、机上にて調査を行う場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を判断することになる。この場合には、それらの資料によってのみ採否が判断されることになるため、着工前に被災の状況・程度が十分に確認できる資料の作成が必要となる。

具体的には、写真を撮る際には、一部を抽出するのではなく、被災の範囲全てを撮影し、その長さ、面積等が確認できるように物差しやメジャー等を一緒に写し込む。個数を示すには、写真に直接個数を書き込む。それらの被災箇所は平面図・立面図にも写し取り、長さ、面積、個数等も書き込む等。

壁・床・天井のクラック

写真を撮る際には、長さが確認できるように物差しやメジャー等を一緒に写し込む。平面図・立面図に当該クラックを写し取り、その長さを書き込む。

壁・天井のクロスの破れ

写真を撮る際には、長さが確認できるように物差しやメジャー等を一緒に写し込む。平面図・立面図に当該破れを写し取り、その長さを書き込む。

壁・床・天井のタイル、瓦の割れ

割れたタイル全てが写るよう撮影する。外したタイル・瓦の写真では被災によるものであることを確認できないため、壁・屋根に付いている状態で撮影する。撮った写真には、割れたタイル・瓦の数量が確認できるように枚数を書き込む。平面図・立面図に当該箇所を写し取り、その枚数を書き込む。

舗装のクラック・陥没・剥離

写真を撮る際には、長さ・面積が確認できるようにメジャー等を一緒に写し込む。平面図に当該クラック等を写し取り、その長さ・面積を書き込む。

側溝・集水升の破損

壊れた側溝・集水升等全てが写るよう撮影する。外した側溝・集水升等の写真では被災によるものであることを確認できないため取り外す前の状態で撮影する。撮った写真には、壊れた側溝・集水升等の数量が確認できるように個数を書き込む。平面図に被災状況を写し取り、その個数を書き込む。

擁壁の傾き

写真を撮る際には、被災箇所と一緒に当該箇所おける水平器・水準器等の数値を写し込んだり、分銅をつるして示した垂直との角度を示して撮影したりして、傾きの角度が分かるようにする。平面図には被災状況を写し取り、その角度を書き込む。

ガラスの割れ

割れたガラス全てを撮影する。取り外したガラスの写真では被災によるものであることを確認できないため取り外す前に撮影する。撮った写真には、割れたガラスの数量が確認できるように枚数を書き込む。平面図・立面図に当該箇所を写し取り、その枚数を書き込む。

施設と一体的な設備（空調・給排水等）の破損

破損箇所全てを撮影する。平面図・立面図に当該箇所を写し取る。

地すべり

被災箇所全てを撮影する。平面図・立面図・断面図に当該箇所を写し取り、長さ、面積、体積等を写し取る。

壁・床・天井のクラック

原則として、充填剤を用いた補修による。

壁・床・天井を一旦除いて新たなものを設けるには、相当の理由が必要。

（例えば、配管、配電等の他の復旧工事に伴い、当該壁・床・天井を取り壊さ

ざるを得ない状況にあったため取り壊した。壁・床・天井一面にクラックが入っており、充填剤による補修では構造上強度不足となる。または、つぎはぎで補修するよりも経済的である等。)

壁・天井のクロスの破れ

原則として、クラック部分を最小限で覆うことのできる程度の面積分での張替による。

壁・天井一面を張り替える場合には、相当の理由が必要。

(例えば、配管、配電等の他の復旧工事に伴い、当該壁・天井を取り壊さざるを得ない状況にあったため取り壊し、クロスを張り替えざるを得なかった。壁・天井一面に破れがあり、つぎはぎで補修するよりも経済的である等。)

壁・床・天井のタイル、瓦の割れ

原則として、割れたタイルの枚数分だけ張り替える。周辺の割れていないものを取り外した場合には再利用する。

壁・床・天井・屋根周辺あるいは一面を張り替える場合には、相当の理由が必要。

(例えば、配管、配電等の他の復旧工事に伴い、当該壁・床・天井・屋根を取り壊さざるを得ない状況にあったため取り壊し、全てのタイル・瓦を壊さずに取り除くことができないため、張り替えざるを得なかった等。)

舗装のクラック・陥没・剥離

原則として、クラック・陥没・剥離箇所への充填により補修する。

クラック・陥没・剥離箇所周辺を含めて舗装しなおすには、相当の理由が必要。

(例えば、配管、配電等の他の復旧工事に伴い、当該舗装箇所を取り壊さざるを得ない状況にあったため取りこわし、舗装しなおさざるを得なかった。クラック・陥没・剥離箇所が密集しており、つぎはぎで補修するよりも経済的である等。)

側溝・集水升の破損

原則として、破損した数量分の取替により補修する。周辺の割れていないものを取り外した場合には再利用する。

側溝・集水升一式を全て取り替える場合には相当の理由が必要。

(勾配をとるためなど、一旦取り外す必要があるが、取り壊さずに取り外すことができない場合等。)

擁壁の傾き

原則として、破損した数量分の取替により補修する。周辺の破損していないものを取り外した場合で、強度上問題のないものについては再利用する。

ガラスの割れ

原則として、割れたガラスの枚数分だけ張り替える。周辺の割れていないものを取り外した場合には再利用する。

施設と一体的な設備（空調・給排水等）の破損

同等（あるいはそれ以下）の部品を用いて補修すること。

地すべり

複数の工法を検討し、最も経済的な工法によること。

3 その他

設計管理料等の工事事務費は、工事費の2.6％に相当する額の範囲内で補助対象となる。実際に事務費として支出する見込みがあるなら、計上漏れのないよう注意が必要である。

工事事務費（工事着工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計管理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）

（交付要綱 別表 算定基準 2 対象経費）